

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

★数字は算用数字、単位はメートル法★

## 確認申請書（建築物）

（第一面）

## 書式の赤字は記入例

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

一般財団法人 岩手県建築住宅センター 様

平成○年○月○日

申請者氏名 ○○ ○○ 印

○○ ○○ 印

設計者氏名 ○○ ○○ 印

事前協議の場合：日付未記入  
本申請の場合：日付記入  
※郵送申請の場合は、補正完了後に、当センターで日付を記入します。

（第二面）【1.建築主】と同一とし、複数名の場合は、全員の氏名を記入し、それぞれ押印してください。  
法人や団体等の場合は、代表職氏名も忘れずに記入してください。

自書の場合は、押印を省略できます。

※欄は記入不要です。

※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日			平成 年 月 日
第 号			第 号
係員印			係員印

(第二面)

※建築計画概要書[第1面]も同様としてください

## 建築主等の概要

## 1. 建築主

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ○○○ ○○○  
 【ロ. 氏名】 ○○ ○○、他1名 ←  
 【ハ. 郵便番号】 〒○○○-○○○  
 【ニ. 住所】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号  
 【ホ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○ ←

建築主が複数の場合、  
 「代表となる建築主名 他○名」と記入し  
 (第二面)【1.建築主】を別紙に記入し、  
 第二面の最後に添付してください。  
 ※住所が同じ場合のみ、氏名欄に連名で記  
 入し、1枚にまとめても結構です。  
 ※建築計画概要書と工事届も同様です。

建築計画概要書では、電話番号は削除して  
 ください。

## 2. 代理者

- 【イ. 資格】 (二級) 建築士 (岩手県知事) 登録第 ○○○○ 号  
 【ロ. 氏名】 ○○ ○○ ←  
 【ハ. 建築士事務所名】 (二級) 建築士事務所 (岩手県) 知事登録第 (○)○○○号  
 ○○○○○建築設計事務所  
 【ニ. 郵便番号】 〒○○○-○○○  
 【ホ. 所在地】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号  
 【ハ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

建築主からの委任を受けて申請を行う場合  
 に記入してください。その際は、必ず委任  
 状 (任意様式) を添付してください。

## 3. 設計者

(代表となる設計者)

- 【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○○○ 号 ←  
 【ロ. 氏名】 ○○ ○○

代表となる設計者、並びに申請に係る建築  
 物に関わる他のすべての設計者について記  
 入してください。

- 【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (岩手県) 知事登録第 (○)○○○号  
 ○○○○○建築設計事務所 ←  
 【ニ. 郵便番号】 〒○○○-○○○  
 【ホ. 所在地】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号  
 【ハ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】 確認申請に添付する設計図書一式 ←

( ) 欄には、  
 ・建築士の種別 (一級・二級・木造)  
 ・交付者 (大臣・都道府県知事)  
 ・登録番号  
 を記入してください。  
 ※建築士免許証と建築士定期講習の写し  
 を添付してください。H28.10 から不要

最新の登録番号を記入してください。  
 ※更新手続き後は、忘れずに見直しを願  
 います。

(その他の設計者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

一人ですべてを設計している場合は、「確  
 認申請に添付する設計図書一式」と記入し  
 てください。  
 複数の設計者による設計の場合は、自らの  
 責任で設計した図書名を記入してくださ  
 い。  
 ※添付図書には、それぞれ作成した設計者  
 の氏名・押印が必要です。

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
 【ロ. 氏名】  
 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
 【ニ. 郵便番号】  
 【ホ. 所在地】  
 【ハ. 電話番号】  
 【ト. 作成又は確認した設計図書】

※建築計画概要書[第1面]も同様としてください

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

□建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】構造設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

□建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】設備設計一級建築士交付第 号

← 該当が無い場合は、記入不要です。

## 【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

← 記入不要です。※当センターの業務範囲外

※建築計画概要書[第1面]も同様としてください

## 【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

【イ. 資格】 (一級) 建築士 (大臣) 登録第 ○○○○○○ 号

工事に関わるすべての工事監理者について記入してください。

( ) 欄には、

- ・建築士の種別 (一級・二級・木造)
- ・交付者 (大臣・都道府県知事)
- ・登録番号

を記入してください。  
※建築士免許証と建築士定期講習の写しを添付してください。H28.10 から不要

【ロ. 氏名】 ○○ ○○

工事監理者が未定の場合は、  
【ロ. 氏名】欄に「未定」と記入してください。  
工事監理者が確定後、工事着手前に、第7号様式「名義等変更届出書」を2部提出してください。  
構造・規模により工事監理者が決まっていなければ工事に着手できない場合があります。

【ハ. 建築士事務所名】 (一級) 建築士事務所 (岩手県) 知事登録第 (○) ○○○○ 号  
○○○○○ 建築設計事務所

【ニ. 郵便番号】 〒○○○-○○○

【ホ. 所在地】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号

【ヘ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

【ト. 工事と照合する設計図書】 確認申請書に添付する設計図書一式

最新の登録番号を記入してください。  
※更新手続き後は、忘れずに見直しをお願いします。

(その他の工事監理者)

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

一人ですべてを監理している場合は、「確認申請に添付する設計図書一式」と記入してください。  
複数の設計者による監理の場合は、自らの責任で設計した図書名を記入してください。

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号

【ロ. 氏名】

【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

【ニ. 郵便番号】

【ホ. 所在地】

【ヘ. 電話番号】

【ト. 工事と照合する設計図書】

※建築計画概要書[第1面]も同様としてください

## 【6. 工事施工者】

【イ. 氏名】 代表取締役社長 ○○ ○○

JV施工など複数の工事施工者がいる場合は、代表となる工事施工者を記入し、その他施工者は別紙に記入し、第二面の最後に添付してください。

工事施工者が未定の場合は、【イ. 氏名】欄に「未定」と記入してください。確定後は、工事着手前に、第7号様式「名義等変更届出書」を2部提出してください。

最新の番号を記入してください。  
※更新手続き後は、忘れずに見直しをお願いします。※5年更新

( ) 欄には、  
・許可区分(大臣・都道府県知事)  
・特定と一般の別(特-○、般-○)  
・許可番号  
を記入してください。

※建設業の登録がない場合は、規模と金額により、理由を確認させていただきます。

【ロ. 営業所名】 建設業の許可(岩手県知事)(般-○)第○○○号  
○○○○ホーム建設株式会社

【ハ. 郵便番号】 〒○○○-○○○

【ニ. 所在地】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号

【ホ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○

## 【7. 構造計算適合性判定の申請】

 申請済 ( ) 未申請 ( ) 申請不要

該当箇所にチェックをしてください。

## 【8. 建築物エネルギー消費性能確保計画の提出】

 提出済 ( ) 未提出 ( ) 提出不要 ( )提出不要にチェックをしてください。  
( )内は未記入で可【9. 備考】 ○○○○サマ・○○○○サマインテックコウジ  
○○○○様・○○○○様邸新築工事

建物名称・工事名称がある場合は、名称に「カガキ」を付けて記入してください。



(第二面)

※建築計画概要書[第1面]も同様としてください

建築主等の概要 (別紙)

【1. 建築主】

- 【イ. 氏名のフリガナ】 ○○○ ○○○
- 【ロ. 氏名】 ○○ ○○
- 【ハ. 郵便番号】 〒○○○-○○○○
- 【ニ. 住所】 岩手県○○市○○町○丁目○番○号
- 【ホ. 電話番号】 ○○○-○○○-○○○○

(第三面)

※建築計画概要書[第2面]も同様としてください

建築物及びその敷地に関する事項

## ★敷地単位でみた建築物の概要★

【1. 地名地番】 岩手県〇〇市〇〇 〇-〇の各一部

(仮換地) 〇〇都市計画事業〇〇地区土地区画整理事業第〇街区〇画地

登記上の地名地番を枝番号まで記入してください。  
区画整理区域内では、従前地と仮換地の両方を記入してください。

【2. 住居表示】

定まっている場合のみ記入してください。

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)  
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

区域が2以上の場合は、敷地の過半に属する区域にチェックしてください。

都市計画区域内の場合は、( )内の市街化区域等のいずれかにチェックしてください。

【4. 防火地域】 □防火地域 □準防火地域 ■指定なし

区域が2以上の場合は、それぞれの地域にチェックしてください。

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】

法22条区域

確認審査上、必要な区域等を記入してください。

例)

- ・法22条区域
- ・特別用途地区
- ・特定用途制限地域
- ・高度利用地区
- ・景観地区
- ・風致地区
- ・駐車場整備地区
- ・臨港地区
- ・流通業務地区
- ・伝統的建造物群保存地区
- ・被災市街地復興推進地域
- ・災害危険区域 (第〇種区域)
- ・土砂災害特別警戒区域
- ・土砂災害警戒区域
- ・急傾斜地崩壊危険区域
- ・宅地造成工事規制区域

・・・等

【6. 道路】

【イ. 幅員】

4.00m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】

10.00m

道路が2以上ある場合、建築物の敷地が2m以上接する道路のうち最も幅員の大きい方を記入してください。  
42条2項道路の場合は、セットバック後の4mと記入してください。

道路が2以上ある場合、イに記入した道路に接する長さを記入してください。  
※2以上の道路に接する長さの全長ではありません。

【7. 敷地面積】 180.63㎡

※建築計画概要書[第2面]も同様としてください

小数点3位以下を切り捨ててください。

42条2項又は3項道路の場合は、セットバック後の敷地面積を記入してください。

敷地の最低限度がある場合は注意してください。

2以上の用途地域の場合は、それぞれ区域毎に記入

【イ. 敷地面積】 (1) ( 130.10㎡ ) ( 50.53㎡ ) ( ) ( )

(2) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 ( 第1種低層 ) ( 第2種住居 ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】

( 80.00% ) ( 160.00% ) ( ) ( )

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】

( 50.00% ) ( 60.00% ) ( ) ( )

【ニ. 建蔽率】欄は、都市計画で定めた指定容積率を記入してください。

都市計画区域外の場合、ロ・ハ・ニ・ハ・ト欄は未記入です。

【イ. 敷地面積】(1)の合計  
【イ. 敷地面積】(2)の合計  
をそれぞれ記入してください。

【ホ. 敷地面積の合計】

(1) 180.63㎡

(2)

【ハ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 102.37%

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 62.79%

【チ. 備考】角地に関する緩和適用

建築物の敷地が2以上の用途地域にわたる場合、  
建蔽率及び容積率はそれぞれの加重平均で算出してください。  
※小数点以下第3位を切り捨ててください。

容積率の加重平均

例)

最大幅の前面道路の幅員4m  
※12m未満

- 全体敷地面積 300㎡
- 第1種住居 (敷地面積200㎡/基準容積率160%)
- 近隣商業 (敷地面積100㎡/基準容積率200%)

敷地全体に対する容積率

$$\frac{16}{10} \times \frac{200}{300} + \frac{20}{10} \times \frac{100}{300} = 1.066 + 0.666 = 1.732 = \frac{17.3}{10} = 173\%$$

(2)欄は、壁面線の指定がある場合、  
前面道路と壁面線との間の部分を除いた面積を記入してください。

【ハ欄の容積率】

「都市計画で定めた指定容積率」と「道路幅員による容積率」のうち小さい方が基準容積率となりますので確認してください。

前面道路の道路幅員が12m未満の場合  
(住居系) 容積率=道路幅員×0.4  
(その他) 容積率=道路幅員×0.6

例)

最大幅の前面道路の幅員4m  
※12m未満

第1種住居

- 指定容積率200%、指定建蔽率60%
- $4 \times 0.4 = 160\% < 200\%$   
⇒基準容積率160%

近隣商業

- 指定容積率200%、指定建蔽率80%
- $4 \times 0.6 = 240\% > 200\%$   
⇒基準容積率200%

【トの建蔽率】

角地等の場合、建蔽率+10%

【チ.備考】欄には、緩和を受けた内容等を記入してください。

● 容積率

- 加重平均 (法52条7項)
- 特定道路による緩和 (法52条9項)
- ……など

● 建蔽率

- 加重平均 (法53条2項)
- 角地 (法53条3項2号)
- 防火地域内の耐火建築物 (法53条3項1号)
- ……など

● その他規制

- 風致地区による規制内容 (〇〇〇)
- 地区計画による規制内容 (容積率〇%・建蔽率〇%)
- ……など



※建築計画概要書[第2面]も同様としてください

【8. 主要用途】 (区分08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

例)

敷地に既存住宅があり、別棟で物置を新たに建設する場合

第三面【8.主要用途】一戸建ての住宅

【9.工事種別】増築

第四面【2.用途】倉庫業を営まない倉庫

【3.工事種別】新築

敷地全体の用途を示す記号(数字)と主要用途を記入してください。

別添の「用途区分記号表」を参照  
用途は、( )内にできる限り具体的に記入してください。

例)

(区分08440) 店舗 (電気製品販売)

複数の工事にわたる場合、その数だけチェックしてください。

【10. 建築面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分) (合計 )

【イ. 建築面積】 ( 66.24㎡ ) ( ) ( 66.24㎡ )

【ロ. 建蔽率】 36.68%

小数点第3位を切り上げてください。

小数点第3位以下を切り捨ててください。

【11. 延べ面積】 (申請部分 ) (申請以外の部分) (合計 )

【イ. 建築物全体】 ( 130.83㎡ ) ( ) ( 130.83㎡ )

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

( ) ( ) ( )

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】

( ) ( ) ( )

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】

( ) ( ) ( )

【ホ. 自動車車庫等の部分】

( 19.87㎡ ) ( ) ( 19.87㎡ )

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( )

【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( )

【チ. 自家発電設備の設置部分】

( ) ( ) ( )

【リ. 貯水槽の設置部分】

( ) ( ) ( )

【ス. 住宅の部分】 ( 110.96㎡ ) ( ) ( 110.96㎡ )

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】

( ) ( ) ( )

【ワ. 延べ面積】 110.96㎡

【ヰ. 容積率】 61.43%

自動車車庫や自転車置場の面積を記入します。

又欄は、ハ～リ欄の部分を除いた面積を記入します。  
また、併用住宅の場合は、住宅の部分のみの面積を記入します。

自動車車庫等(自転車置場)は、イ欄の建築物全体の面積の1/5までは算入されません。

例)

主要用途が住宅で全体の面積が230㎡、そのうち自動車車庫部分50㎡の場合

【建築物全体】 230㎡

【自動車車庫等の部分】 50㎡

【住宅の部分】 180㎡

【延べ面積】 184㎡

※ $230\text{㎡} \times 1/5 = 46\text{㎡} < 50\text{㎡}$  $230\text{㎡} - 46\text{㎡} = 184\text{㎡}$ 

小数点以下第3位を切り上げてください。

※建築計画概要書「第2面」も同様としてください

## 【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】

2

【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】

0

既存で残す棟数

建築物の数は、延べ面積が10㎡を超えるものについてカウントし記入しますが、10欄と11欄の建築・延床面積には含めず。10㎡以下のものは、18欄に建物の概要（用途、構造、階数、建築面積、延べ床面積）を記入してください。

## 【13. 建築物の高さ等】

(申請に係る建築物) (他の建築物)

【イ. 最高の高さ】

8.014m

【ロ. 階数】

地上 ( 2 )

地下 ( 0 )

【ハ. 構造】

木造 (在来工法)

一部

造

それぞれ2以上の建築物がある場合は、最大のものを記入してください。

他の建築物欄は、既存の建築物がある場合記入してください。

平均地盤面からの高さを記入してください。

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

天空率の適用がある場合は、有にチェックし、適用した高さにチェックしてください。

## 【14. 許可・認定等】

都市計画法第29条第1項による許可

第〇〇号、平成〇年〇月〇日

都市計画法第35条の2第1項による許可

第〇〇号、平成〇年〇月〇日

開発行為に関する工事の検査済証

第〇〇号、平成〇年〇月〇日

開発許可は、原則、許可・変更許可・検査済について記入してください。

建築物と敷地に関して許可・認定等を受けた場合は、〔根拠法令条項・許可番号・許可日〕を記入してください。※型式適合認定と構造方法等の認定は記入しません。

- 例)
- ・屋外広告物の許可（受付済）の写し
  - ・宅造法の許可・変更許可
  - ・建基法43条ただし書き許可
  - ・都計法29条1項又は2項等（開発行為・協議の許可、変更許可）
  - ・都計法41条2項（用途地域外開発区域内制限）
  - ・都計法42条（開発区域内の予定建築物外制限）
  - ・都計法43条1項（調整区域内の建築制限）
    - 分家住宅／既存建築物／申請なき既存宅地
    - \*耕作（面積）証明
  - ・都計法53条1項（都市計画施設等の建築制限）
  - ・土地区画整理法76条1項（建築行為等の許可）
  - ・地区計画（花巻市条例、紫波町条例）
  - ・平泉町景観条例
- .....など

【15. 工事着手予定年月日】 平成〇年〇月〇日

【16. 工事完了予定年月日】 平成〇年〇月〇日

【17. 特定工程工事終了予定年月日】 (特定工程)

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

確認済証交付日以降の日付としてください。

未記入としてください。

## 【18. その他必要な事項】

既存建築物に対する制限の緩和の適用を受ける場合は、工事の完了後も引き続き法3条2項の適用を受けない規定並びに当該規定に適合しないこととなった時期及び理由を記入してください。※別紙に記載しても可

## 【19. 備考】

★計画変更の場合  
第三面に関わる部分の変更がある場合、その概要を記入してください。

例)  
【計画変更の概要】  
敷地面積の減少 〇㎡→〇㎡

## (第四面) ★棟単位でみた建築物の概要★

## 建築物別概要

【1. 番号】	1
【2. 用途】	(区分 08010 ) 一戸建ての住宅 (区分 ) (区分 ) (区分 ) (区分 )
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【4. 構造】	木造 (在来工法) 一部 造
【5. 耐火建築物等】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イ-1) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イ-2) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロ-1) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロ-2) <input type="checkbox"/> 耐火構造建築物 <input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物 <input checked="" type="checkbox"/> その他
【6. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 2階 【ロ. 地階の階数】 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】
【7. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 8.800m 【ロ. 最高の軒の高さ】 6.400m
【8. 建築設備の種類】	電気、給排水、換気、合併処理浄化槽

申請建築物の棟毎に用紙を分けて記入しますので、2以上の棟がある場合は、それぞれ1、2、3・・・と通し番号を振り、配置図に同じ棟番号を記入してください。  
延床面積10㎡以下のものは、第四～六面の添付は不要です。

申請建築物毎に用途を記入しますので、申請書第三面の主要用途と工事種別が異なる場合があります。

例)  
敷地に既存住宅があり、別棟で物置を新たに建設する場合  
第三面【8.主要用途】一戸建ての住宅  
【9.工事種別】増築  
第四面【2.用途】倉庫業を営まない倉庫  
【3.工事種別】新築

該当する箇所をチェックしてください。  
例)  
木造の防火構造は、その他です。

階数に算入されないPHや地下倉庫（建築面積の1/8以下）などを記入してください。床面積等は、第五面へ記入してください。

高さはミリまでの単位を記入してください。

木造の場合、地盤面から棟上端まで  
RCの場合、地盤面からパレット上端まで  
を記入してください。

木造の場合、地盤面から敷桁の上端まで  
軒高が異なる場合は、最大のものを記入してください。

(電気、ガス、給水、排水、換気、合併処理浄化槽、煙突、暖房、冷房、消火、排煙、昇降機、避雷設備その他の防火設備等)のうち設置するものの種別を記入してください。

## 【9. 確認の特例】

【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書又は法第18条第4項ただし書の規定による審査の特例の有無】 有 無

構造計算ルート2の審査がない場合、無にチェックしてください。

【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の有無】 有 無

確認の特例について記入してください。

【ハ. 建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】  
第 3 号

## 確認の特例

- 1号⇒型式（建築物の部分）の場合
- 2号⇒型式（建築設備等の部分）の場合
- 3号⇒建築士の設計した4号建築物で、  
防火・準防火地域以外の戸建住宅  
（併用住宅の場合は、併用部分が  
延べ床面積の1/2以上または、  
50㎡を超えるもの）
- 4号⇒上記1～3号以外の建築物

【ニ. 認定型式の認定番号】 第 号

【ホ. 適合する一連の規定の区分】

 建築基準法施行令第136条の2の11第1号イ 建築基準法施行令第136条の2の11第1号ロ

【ヘ. 認証型式部材等の認証番号】

【10. 床面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計)

【イ. 階別】 (F 2階) ( 66.24㎡ ) ( ) ( 66.24㎡ )

( F 1階 ) ( 64.59㎡ ) ( ) ( 64.59㎡ )

( 階 ) ( ) ( ) ( )

( 階 ) ( ) ( ) ( )

( 階 ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 合計】 ( 130.83㎡ ) ( ) ( 130.83㎡ )

小数点第3位以下を切り捨ててください。  
階別は、最上階から下の階へ順に記入してください。  
P：塔屋階／F：地上階／B：地階  
を階数の前に記入してください。

【11. 屋根】 カラー垂鉛鉄板 t=0.3 (H12告示1380)

【12. 外壁】 窯業系サイディング t=14 (PC030BE-○○○○)

【13. 軒裏】 スラッグ石膏板 t=11 (QF030RS-○○○○)

防火地域・準防火地域・法22条地域等で防火構造などの法的な要求がある場合、大臣認定品の場合は、認定番号を記入してください。

【14. 居室の床の高さ】 655mm

最下階の居室が木造の場合のみ記入してください。

【15. 便所の種類】 水洗（浄化槽）

※公設（○○市○○○事業（施工）による）

水洗、くみ取り、くみ取り（改良）の別を記入してください。  
浄化槽の場合は、水洗（浄化槽）と記入し、公設の場合は、公設（市町村名と事業名）を記入してください。

【16. その他必要な事項】 住宅用火災警報器 5箇所設置

設置箇所数を記入してください。

【17. 備考】

★計画変更の場合  
第四面に関わる部分の変更がある場合、その概要を記入してください。  
例)  
【計画変更の概要】  
1階床面積の増加 〇㎡→〇㎡

## (第五面) ★階単位でみた建築物の概要★

## 建築物の階別概要

【1. 番号】 1 ←

第四面の【1.番号】欄に記入した申請建築物の  
通し番号と同じ番号を記入します。

【2. 階】 F 2 ←

P：塔屋階  
F：地上階  
B：地階 を階数の前に記入してください。

3と4欄は、木造軸組工法の場合のみ記入してください。

【3. 柱の小径】 10.5cm ←

各部分で寸法が異なる場合は、最も不利となる  
寸法を記入してください。※単位はcm

【4. 横架材間の垂直距離】 2.85m ←

(土台又は胴差の上端) から (桁又は胴差の下  
端) までの距離を記入してください。

【5. 階の高さ】 m ←

当該階の床仕上げ面から直上階の床仕上げ面  
までの垂直距離を記入します。  
最上階は、記入不要です。

【6. 天井】

【イ. 居室の天井の高さ】 2.40m ←

当該階の床仕上げ面から天井の仕上げ面まで  
の垂直距離を記入します。船底天井や勾配天井等の天井の高さが異なる  
場合は、室容積を床面積で除した値の平均天  
井高さを記入してください。  
※居室の最低天井高さは、2.1m以上です。  
審査に必要な場合は、平均天井計算結果を求  
める場合があります。【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】 有 無 ←

有・無のどちらかにチェックしてください。

【7. 用途別床面積】

	(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】	( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 66.24㎡ )
【ロ.】	( )	( )	( )
【ハ.】	( )	( )	( )
【ニ.】	( )	( )	( )
【ホ.】	( )	( )	( )
【ヘ.】	( )	( )	( )

用途が複数ある場合は、面積の大きい順に、  
イ欄の上から順に記入してください。

【8. その他必要な事項】

【9. 備考】 ←

★計画変更の場合  
第五面に関わる部分の変更がある場合、その  
概要を記入してください。  
例)  
【計画変更の概要】  
1階床面積の増加 0㎡→0㎡  
防火設備の増加 階段1カ所



建築物の階別概要

【1. 番号】	1
【2. 階】	F 1
【3. 柱の小径】	10.5cm
【4. 横架材間の垂直距離】	2.90m
【5. 階の高さ】	2.90m
【6. 天井】	
【イ. 居室の天井の高さ】	2.40m
【ロ. 建築基準法施行令第39条第3項に規定する特定天井】	<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無
【7. 用途別床面積】	
(用途の区分) (具体的な用途の名称) (床面積)	
【イ.】 ( 08010 ) ( 一戸建ての住宅 ) ( 44.72㎡ )	
【ロ.】 ( 08490 ) ( 自動車車庫 ) ( 19.87㎡ )	
【ハ.】 ( ) ( ) ( )	
【ニ.】 ( ) ( ) ( )	
【ホ.】 ( ) ( ) ( )	
【ヘ.】 ( ) ( ) ( )	
【8. その他必要な事項】	
【9. 備考】	←

★計画変更の場合  
第五面に関わる部分の変更がある場合、その概要を記入してください。

## (第六面) ★独立部分単位でみた建築物の概要★

## 建築物独立部分別概要

- 【1. 番号】 1 ←
- 【2. 延べ面積】
- 【3. 建築物の高さ等】
- 【イ. 最高の高さ】
- 【ロ. 最高の軒の高さ】
- 【ハ. 階数】 地上 ( ) 地下 ( )
- 【ニ. 構造】 造 一部 造

## 【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

- 特定構造計算基準
- 特定増改築構造計算基準

## 【5. 構造計算の区分】

- 建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算
- 建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算
- 建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

## 【6. 構造計算に用いたプログラム】

- 【イ. 名称】
- 【ロ. 区分】
- 建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )
- その他のプログラム

## 【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

## 【8. 備考】

構造計算が不要の場合は、第四面の【1.番号】欄に記入した申請建築物の通し番号と同じ番号を記入してください。

2～8欄は未記入としてください。

※2以上の申請建築物がある場合は、棟数分の枚数を添付してください。

例) 2棟ある場合は、1と2を記入した2枚を添付



建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号	建築物又は建築物の部分の用途の区分	用途を示す記号
一戸建ての住宅	08010	ボーリング場、スケート場、水泳場、スキー場、ゴルフ練習場又はバッティング練習場	08370
長屋	08020	体育館又はスポーツの練習場（前項に掲げるものを除く。）	08380
共同住宅	08030	マージャン屋、ばちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売り場その他これらに類するもの又はカラオケボックスその他これに類するもの	08390
寄宿舍	08040	ホテル又は旅館	08400
下宿	08050	自動車教習所	08410
住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもの	08060	畜舎	08420
幼稚園	08070	堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場	08430
小学校	08080	日用品の販売を主たる目的とする店舗	08438
中学校又は高等学校	08090	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗（前項に掲げるもの及び専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を行うものを除く。）	08440
特別支援学校	08100	飲食店（次項に掲げるものを除く。）	08450
大学又は高等専門学校	08110	食堂又は喫茶店	08452
専修学校	08120	理髪店、美容院、クリーニング取次店、質屋、貸衣装屋、貸本屋その他これらに類するサービス業を営む店舗、洋服店、畳屋、建具屋、自転車店、	08456
各種学校	08130	家庭電器器具店その他これらに類するサービス業を営む店舗で作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）	08458
幼保連携型認定こども園	08132	自家販売のために食品製造業を営むパン屋、米屋、豆腐屋、菓子屋その他これらに類するもので作業場の床面積の合計が50平方メートル以内のもの（原動機を使用する場合にあっては、その出力の合計が0.75キロワット以下のものに限る。）又は学習塾、華道教室、囲碁教室その他これらに類する施設	
図書館その他これに類するもの	08140	支店、損害保険代理店、宅地建物取引業を営む店舗その他これらに類するサービス業を営む店舗	
博物館その他これに類するもの	08150		
神社、寺院、教会その他これらに類するもの	08160	物品販売業を営む店舗以外の店舗（前2項に掲げるものを除く。）	08460
老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの	08170	事務所	08470
保育所その他これに類するもの	08180	映画スタジオ又はテレビスタジオ	08480
助産所	08190	自動車車庫	08490
児童福祉施設等（建築基準法施行令第19条第1項に規定する児童福祉施設等をいい、前3項に掲げるものを除く。）	08210	自転車駐車場	08500
公衆浴場（個室付浴場業に係る公衆浴場を除く。）	08230	倉庫業を営む倉庫	08510
診療所（患者の収容施設のあるものに限る。）	08240	倉庫業を営まない倉庫	08520
診療所（患者の収容施設のないものに限る。）	08250	劇場、映画館又は演芸場	08530
病院	08260	観覧場	08540
巡査派出所	08270	公会堂又は集会場	08550
公衆電話所	08280	展示場	08560
郵便法（昭和二十二年法律第百六十五号）の規定により行う郵便の業務の用に供する施設	08290	料理店	08570
地方公共団体の支庁又は支所	08300	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ又はバー	08580
公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家	08310	ダンスホール	08590
建築基準法施行令第130条の4第5号に基づき国土交通大臣が指定する施設	08320	個室付浴場に係る公衆浴場、ヌードスタジオ、のぞき劇場、ストリップ劇場、専ら異性を同伴する客の休息の用に供する施設、専ら性的好奇心をそそる写真その他の物品の販売を目的とする店舗その他これらに類するもの	08600
税務署、警察署、保健所又は消防署その他これに類するもの	08330		
工場（自動車修理工場を除く。）	08340	卸売市場	08610
自動車修理工場	08350	火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設	08620
危険物の貯蔵又は処理に供するもの	08360	その他	08990